

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(六件)……………一
……………(生活文化局計量検定所検査課)……………
- 公共測量の実施(二件)……………三
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………三
……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………六
……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……………
- 地方卸売市場の廃止の許可……………七
……………(中央卸売市場事業部業務課)……………
- 卸売業務の廃止の届出……………七
……………(同)……………
- 都道の区域変更(二件)……………七
……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による適正化区域及び重点適正化区域の指定……………二
……………(建設局河川部指導調整課)……………

規則(人)

- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則……………三
- 勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則……………三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………五
……………(同)……………
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………五
……………(同)……………
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………五
……………(同)……………
- 仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………五
……………(同)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………六
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
……………(同)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………三
……………(同)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二件)……………三
……………(同)……………
- 水道料金・下水道料金等領収証書の無効……………三
……………(水道局)……………

告示

●東京都告示第千五百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示

する。

平成二十七年七月二十四日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

一 検査地域 練馬区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年八月二十四日から同年十一月十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千五百十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示

平成二十七年七月二十四日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 台東区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年八月二十七日から同年十月十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千五百五十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 狛江市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年八月二十四日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千五百五十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

一 検査地域

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝
港区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年九月一日から同年十月十三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第千五百五十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

一 検査地域

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝
中央区及び港区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年九月一日から同年十月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千五百五十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 台東区、目黒区及び荒川区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）
- 三 検査期日 平成二十七年九月一日から同月十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千五百五十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（数値地図（道路）データの修正（500レベル））
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月十六日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千五百五十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）
- 三 測量の区域 葛飾区南水元一丁目及び南水元二丁目各
地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月二十二日から平成二十八年三月十日まで

●東京都告示第千五百五十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十

二年東京都条例第二百十五号）第八条の十一第二項の規定に基づき検査機関の検査業務の休止の届出があつたので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 登録番号 三 特定ガス・基準量
都内外削減量
- 二 登録区分 三 特定ガス・基準量
都内外削減量
電気等環境価値保有量
優良事業所基準（第一区分）
優良事業所基準（第二区分）
- 三 登録検査機関 一般財団法人日本品質保証機構
名称
- 四 代表者氏名 代表理事 小林 憲明
- 五 休止する検査業務の範囲
（一）営業所名称 一般財団法人日本品質保証機構 地球
環境事業部
千代田区神田須田町一丁目二十五番地
（二）営業所所在地
（三）業務の範囲 優良事業所基準（第二区分）に係る検査業務
- 六 休止期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 一 登録番号 二十四
特定ガス・基準量
都内外削減量
優良事業所基準（第一区分）
優良事業所基準（第二区分）
- 二 登録区分

三 登録検証機関
名称 ペリージョンソレストラークリー
ンディベロップメントメカニズム株式
会社

四 代表者氏名 代表取締役 テリー・スコット・ボボ
イジ

五 休止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称 ペリージョンソレストラークリー
ンディベロップメントメカニズム株式
会社 本社

(二) 営業所所在 渋谷区広尾一丁目一番三十九号 恵比
寿プライムスクエアタワー九階

(三) 業務の範囲 優良事業所基準(第一区分)に係る検
証業務
優良事業所基準(第二区分)に係る検
証業務

六 休止期間 平成二十七年六月十五日から平成二十
八年六月十四日まで

●東京都告示第千五百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千六十三
号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。







平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西品川一
丁目地内)

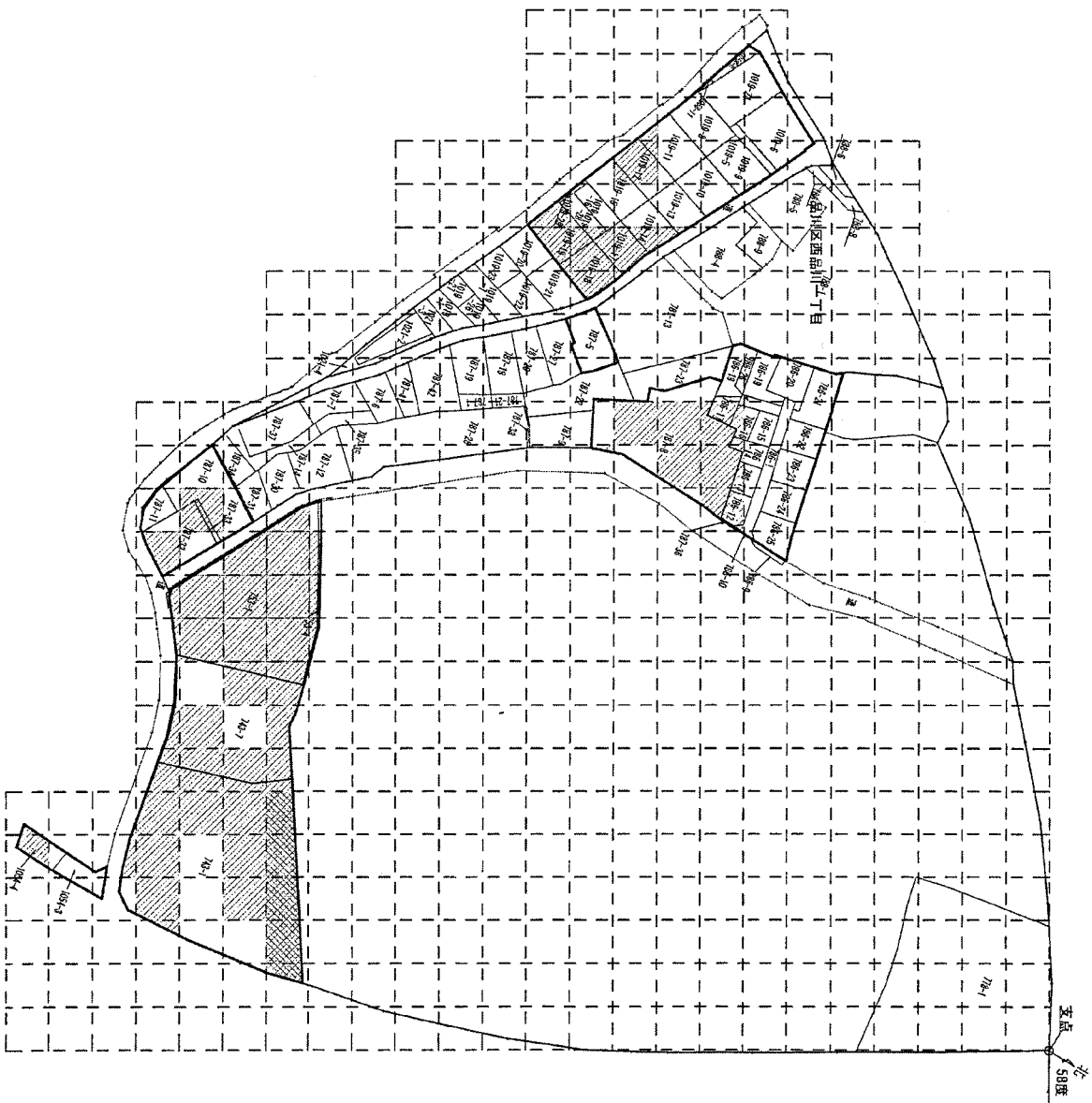
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

	凡例
	敷地境界線
	単体区画境界線
	筆境界線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】 59度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並みにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、品川区西品川一丁目78番1の露北端とする。



別図

病院又は診療所(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
お茶の水メンタルクリニック	千代田区神田駿河台2-4 お茶の水日健ビル4階	平成27年3月1日
クリニック ドクターメンタル	港区芝5-27-5 山田ビル201	同日
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育クリニック	港区南麻布5-6-8	同日
東京こうクリニック	品川区上大崎4-5-18	同日
医療法人社団恩友会 森の中診療所	目黒区自由が丘2-16-22-101	同日
しながわ在宅クリニック	大田区北馬込2-9-7	同日
日暮里ファミリークリニック	荒川区西日暮里2-26-12 ガーネットビル3階	同日
医療法人社団苑田会 苑田会放射線クリニック	足立区保木間3-4-19	同日

薬局(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
あつみ薬局 岩本町店	千代田区神田岩本町15 会計ビル1階	平成27年3月1日
ハッピー薬局	中央区日本橋小伝馬町8-3 ベッカビル1階	同日
さくらんぼ薬局 茅場町店	中央区日本橋茅場町2-2-2 La'ferio日本橋茅場町1階	同日
みなみ薬局	港区南麻布2-5-21 アイデア南麻布ビル1階	同日
ニクス薬局	新宿区歌舞伎町2-38-1 三実ビル1階	同日
薬局日本メディカル	台東区蔵前3-4-9 蔵ビル1階	同日
コスモス薬局	品川区東五反田1-23-8	同日
博芳堂薬局 五反田駅前店	品川区東五反田1-13-9	同日
目黒通り薬局	目黒区目黒3-10-13 大鳥エステートビル地下1階	同日
ぞうさん薬局	大田区仲六郷4-18-6	同日
あいらず薬局	世田谷区玉川台2-23-1 スリーリーフ101	同日
ばばす薬局 若林店	世田谷区若林3-13-7	同日
フラワー薬局 世田谷桜丘店	世田谷区桜丘4-2-1 コーポ石川101号室	同日
若草薬局	杉並区方南2-23-6 林ビル102	同日
コスモス薬局	足立区谷中4-9-21 ホワイトストーン102	同日
エール薬局 六丁目店	足立区西新井6-31-14	同日
ばばす薬局 五反野店	足立区足立3-34-11	同日
いちご薬局	葛飾区亀有3-37-17 メディク関東ビル1階	同日
ウエルシア薬局 江戸川瑞江駅前店	江戸川区南篠崎町3-1-3	同日
そうごう薬局 町田薬師台店	町田市薬師台1-25-12	同日
すみれ薬局	小平市小川東町5-20-31 エスポアール地下1階	同日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
いきいきらいふ訪問看護リハビリステーション	中央区日本橋馬喰町2-4-5 高野ビル3階	平成27年3月1日
タツミ訪問看護ステーション池上春風	大田区池上3-32-17 ツインウッドスクエアA館3階	同日
森のこもれび 訪問看護ケアステーション	世田谷区代田6-16-20 2階	同日
訪問看護ステーションしらさぎ桜苑	中野区白鷺1-14-8	同日
株式会社さかえケアサービス 訪問看護ステーション	練馬区豊玉北5-11-4-201	同日
いつもそばに。訪問看護ステーション	小平市学園西町1-22-27 第二村石ビル1階	同日

●東京都告示第千六百六十号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい

う。)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したため、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第千六百六十一号

東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百五十四号）第六条第一項の規定に基づき、地方卸売市場の廃止を許可したので、同条例第三十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 地方卸売市場の名称 東京都荻窪園芸地方卸売市場
- 二 所在地 東京都杉並区下井草四丁目三十一番一号
- 三 開設者 東京都西部花卉農業協同組合
- 四 廃止年月日 平成二十七年八月三十一日

●東京都告示第千六百六十二号

東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百五十四号）第十条第一項の規定に基づき、卸売の業務を廃止する旨の届出があったので、同条例第三十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 地方卸売市場の名称 東京都荻窪園芸地方卸売市場
- 二 所在地 東京都杉並区下井草四丁目三十一番一号
- 三 卸売業者の名称 東京都西部花卉農業協同組合
- 四 取扱品目の分類 花き部
- 五 廃止年月日 平成二十七年七月三十一日

●東京都告示第千六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

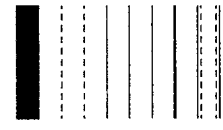
東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 豊洲有明
- 二 変更の区間 江東区豊洲六丁目三十六番地内から同区有明一丁目二番八地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

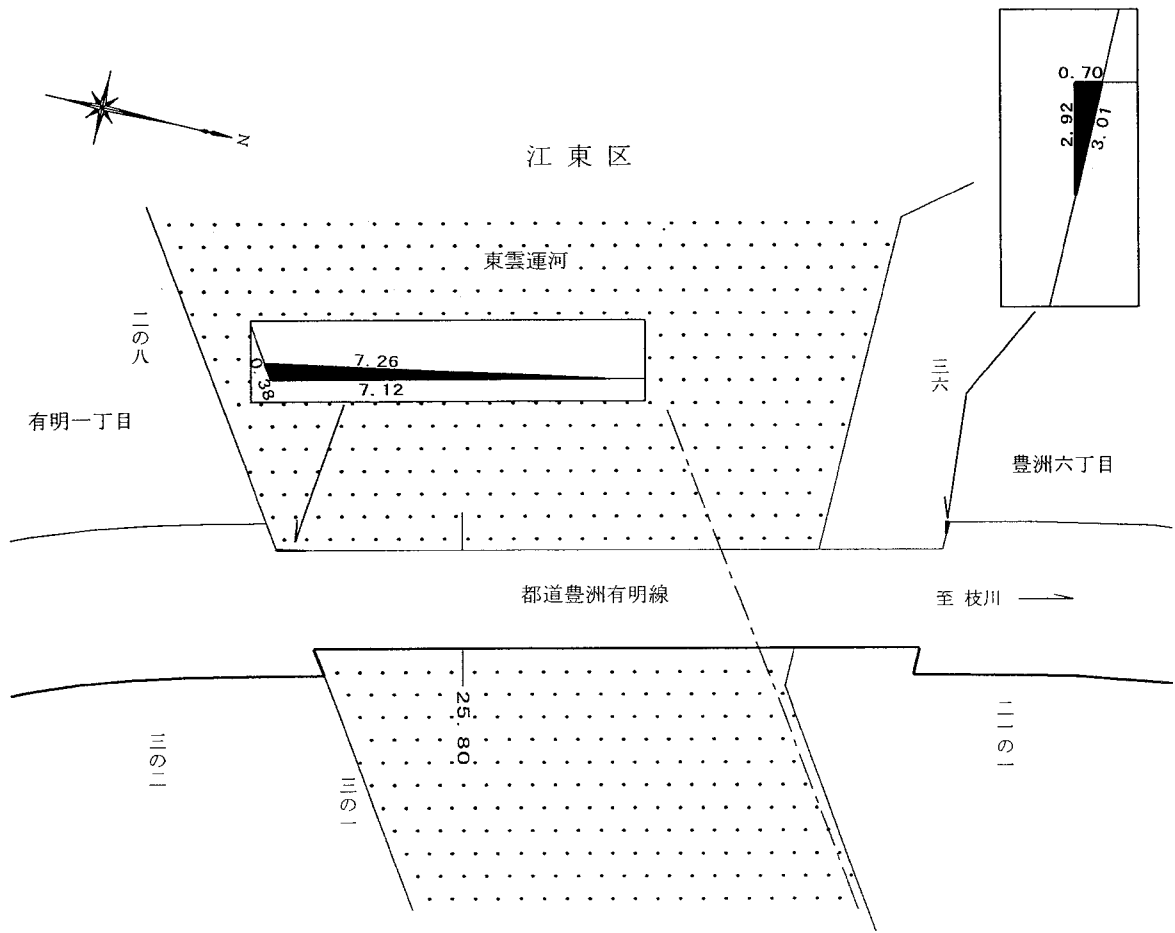
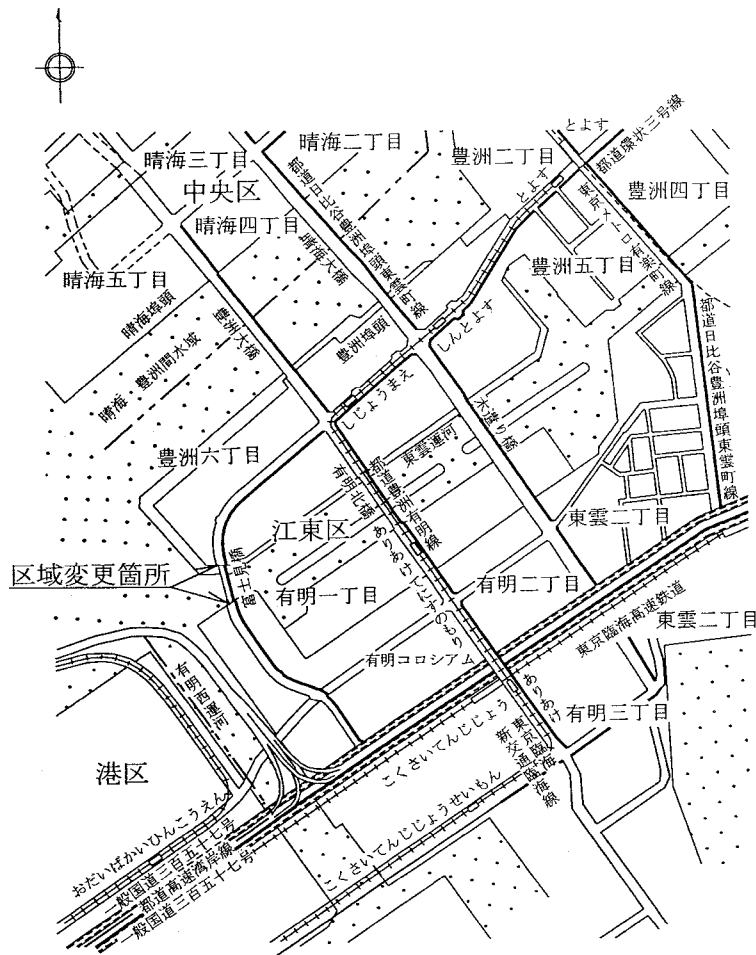
別図

都道豊洲有明線 区域変更略図

江東区豊洲六丁目と有明一丁目



編入区域
 延長 七・九五メートル
 面積 二・三一平方メートル



別図

都道淵上日野線区域変更略図

八王子市宇津木町と石川町

高速自動車国道・一般国道

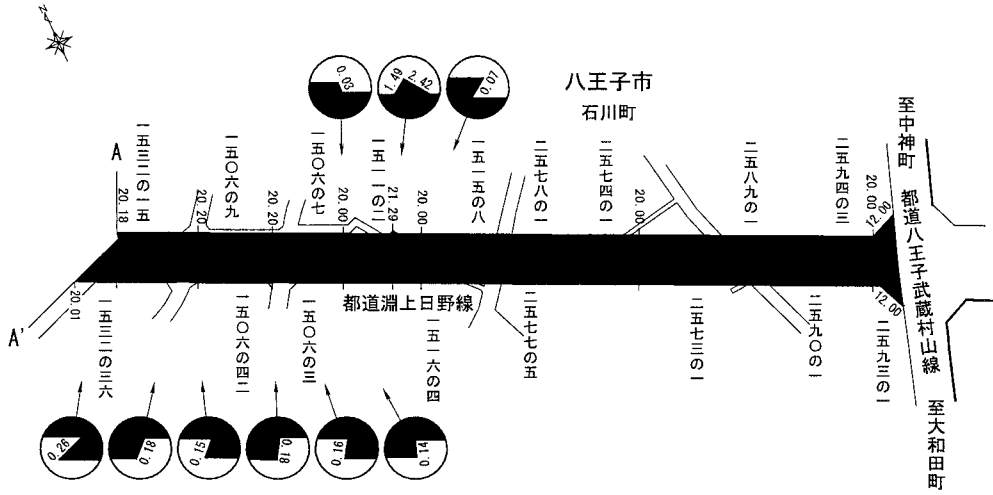
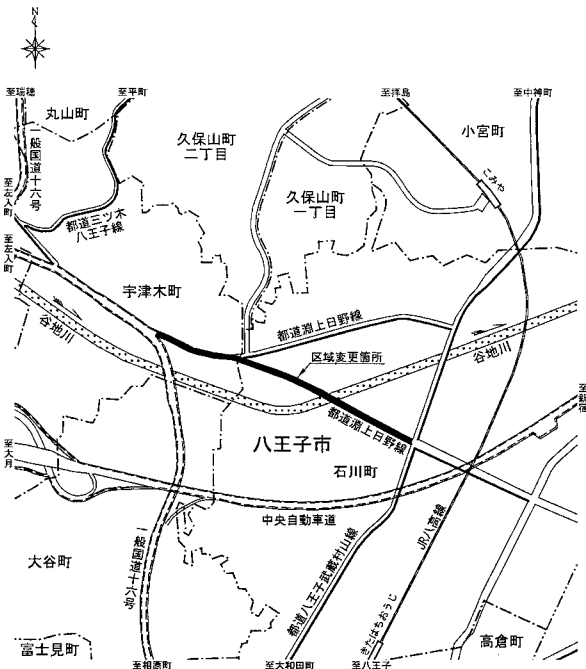
都道

市道

編入区域

延長 一、一四一・二三メートル

面積 二〇、二二九・五〇平方メートル



●東京都告示第千六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

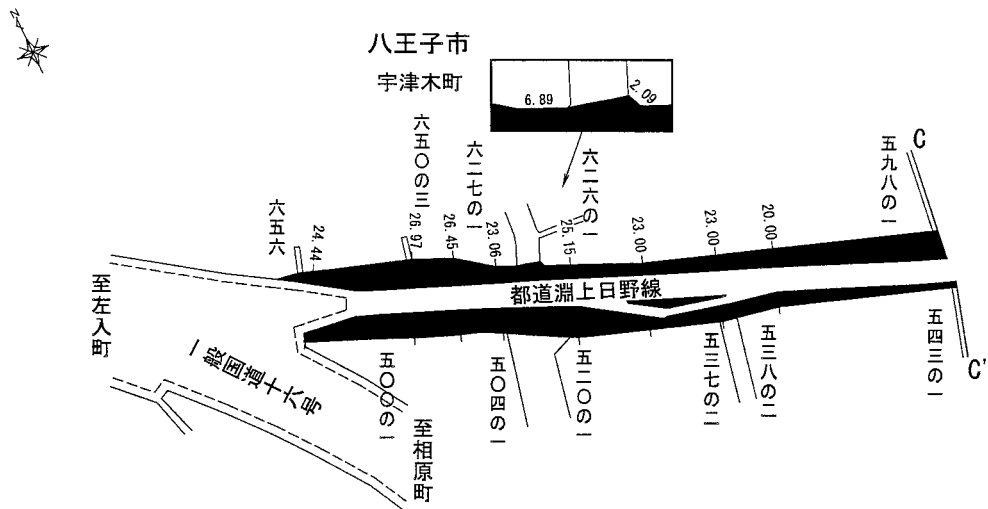
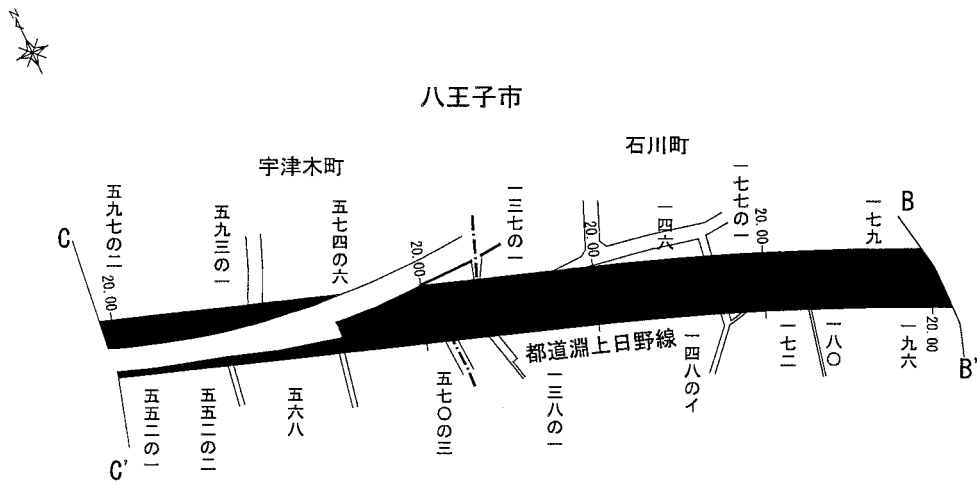
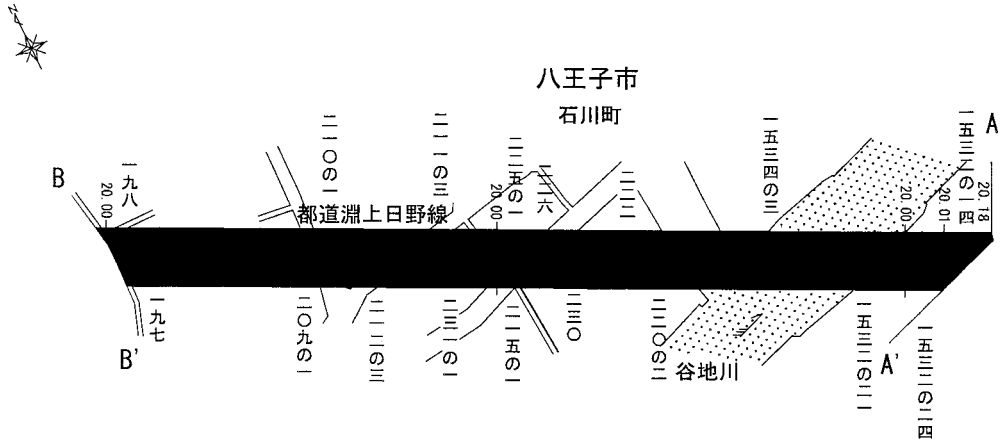
平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛添 要一

一路線名 淵上日野

二 変更の区間 八王子市宇津木町六百五十六番地先から同市石川町二千五百九十三番一地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第千百六十五号

東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例（平成十四年東京都条例第九十八号）第七條第一項及び第八條第一項に規定する適正化区域及び重点適正化区域を平成二十七年八月一日から次のとおり指定する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 適正化区域

一級河川荒川水系亀島川（別図のとおり）

上流端 一級河川日本橋川からの分派点（中央区日本橋茅場町一丁目一番三地先）

下流端 一級河川隅田川への合流点（中央区新川二丁目三十番六地先）

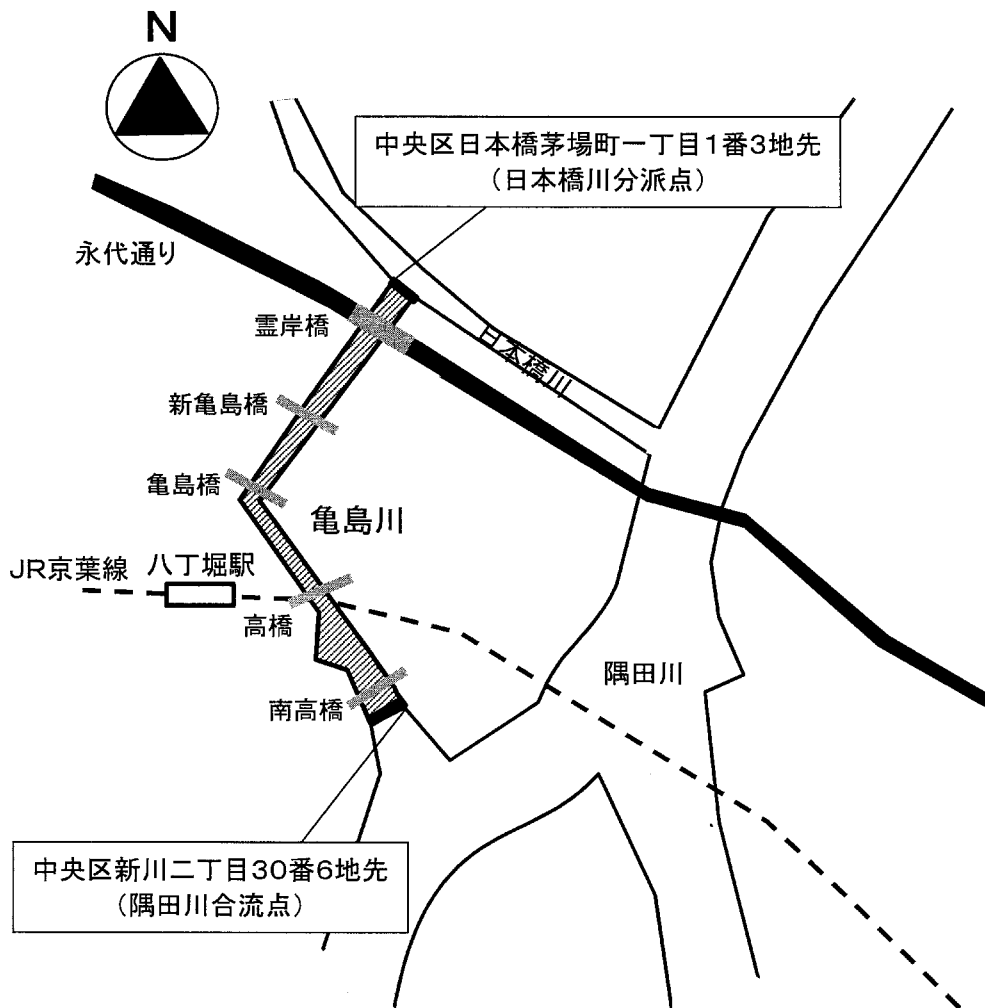
二 重点適正化区域

一級河川荒川水系亀島川（別図のとおり）

上流端 一級河川日本橋川からの分派点（中央区日本橋茅場町一丁目一番三地先）

下流端 一級河川隅田川への合流点（中央区新川二丁目三十番六地先）

別図



【凡例】



適正化区域かつ
重点適正化区域

規則(人)

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年七月二十四日

東京都人事委員会

東京都人事委員会規則第二十号

不利益処分についての不服申立てに関する規則

則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成八年東京都人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条を次のように改める。

(審査請求の受理又は不受理)

第七条 人事委員会は、第五条の規定による調査の結果により、その審査請求を受理し、又は受理しないものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、受理しないものとする。

一 審査請求をすることができない者によってされたことが明らかな審査請求

二 第五条の規定による補正命令に従って補正がなされない審査請求

三 法第四十九条の三に規定する期間の経過後にされた審査請求であって、次項に規定するやむを得ない理由

がないことが明らかであるもの

四 既に裁決を得た処分について、再度裁決を求める審査請求

五 前各号に掲げるもののほか、不適法にされたことが明らかな審査請求で補正をすることができないもの

2 前項第三号の規定にかかわらず、審査請求書が法第四十九条の三に規定する期間の経過後に提出された場合であっても、そのことにつき天災その他やむを得ない理由があるときは、期限内に提出されたものとみなす。

3 審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)で提出された場合における法第四十九条の三に規定する期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。
第七条の次に次の三条を加える。
(受理又は不受理の通知)

第七条の二 人事委員会は、審査請求を受理したときは、当事者にその旨を通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付するものとする。

2 人事委員会は、審査請求を受理しないこととしたときは、当事者にその旨を通知するものとする。この場合において、通知には根拠となる規定を示すものとする。
(適法性に関する調査)

第七条の三 人事委員会は、審査請求を受理した後においても、その審査請求の適法性を審査するため、いつでも必要な調査を行うことができる。

(審査手続を経ないでする却下裁決等)

第七条の四 人事委員会は、審査請求が次のいずれかに該当するときその他不適法なものとするときは、第四節及び第五節に規定する審査手続を経ないで、又は審査手続を終結して、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

一 審査請求をすることができない者によってされた審査請求

二 処分に該当しない事項についてされた審査請求

三 法第四十九条の三に規定する期間の経過後にされた審査請求であって、第七条第二項に規定するやむを得ない理由がないもの

四 処分の取消しを求めるにつき法律上の利益がない事項についてされた審査請求

第六十三条第一項中、「審査を終了したときは」を、「必要な審査を終えたと認めるときは、審査手続を終結し」に改める。
第六十八条を次のように改める。

(書面の提出方法)

第六十八条 当事者は、次に掲げるものを除くほか、人事委員会に提出する書面等を、ファクシミリを利用して提出することができる。

一 第三条第二項の処分説明書

二 第三条第三項の資料

三 第三条第四項の書面

四 第九条第一項の申立書及び書面

五 第十条第二項の書面

六 第十五条第二項の書面

七 第十六条第二項の書面

八 第十七条第二項の書面

九 第十七条第三項の書面

十 第四十条第一項の文書及びその写し

十一 第四十九条第一項の口述書

2 前項第一号、第三号から第九号まで及び第十一号に掲げるものを除くほか、当事者が人事委員会に提出する書面は、当該書面を作成した者の押印を要しない。
第六十九条第一項中「又は電子メール」を削る。

附則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年七月二十四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十一号

勤務条件についての措置の要求に関する規則

の一部を改正する規則

勤務条件についての措置の要求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五条を次のように改める。

（要求の受理又は不受理）

第五条 人事委員会は、前条の規定による調査の結果により、その要求を受理し、又は受理しないものとする。こ

の場合において、次に掲げる要求については、受理しないものとする。

一 要求をすることができない者によってされた要求であることが明らかな要求

二 前条の規定による補正命令に従って補正がなされない要求

三 既に判定を受けた要求と基礎を同一にする同一の要求の趣旨で、当該判定の日から一年以内にされた要求

四 要求の趣旨が既に実現されたか、又は客観的にみて実現が不可能であることが明らかな事項についてされた要求

五 その他不適法にされたことが明らかな要求で補正をすることができないもの

第五条の次に次の三条を加える。

（受理又は不受理の通知）

第五条の二 人事委員会は、要求を受理したときは、要求者及び当局にその旨を通知するとともに、当局に要求書の副本を送付するものとする。

2 人事委員会は、要求を受理しないこととしたときは、

要求者及び当局にその旨を通知するものとする。この場合において、通知には根拠となる規定を示すものとする。
（適法性に係る調査）

第五条の三 人事委員会は、要求を受理した後においても、その適法性を審査するため、いつでも必要な調査を行うことができる。

（審査手続を経ないでする却下判定等）

第五条の四 人事委員会は、要求が次のいずれかに該当するときその他不適法なものと認めるときは、第八条及び

第九条に規定する審査手続を経ないで、又は審査手続を終結して、判定で、当該措置要求を却下することができる。

一 要求をすることができない者によってされた要求

二 法第四十六条に規定する勤務条件に該当しない事項についてされた要求

三 法第五十五条第三項に規定する地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項に該当する事項についてされた要求

第九条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定による口述書の提出の要求は、次に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

一 要求者の表示

二 提出すべき日時及び場所

三 尋問事項の要領

4 第二項の口述書には、証人又は要求者が署名押印しなければならぬ。

第十六条を次のように改める。

（書面の提出方法）

第十六条 当事者は、次に掲げるものを除くほか、人事委員会に提出する書面等を、ファクシミリを利用して提出することができる。

一 第二条第二項の資料

二 第二条第三項の書面

三 第九条第二項の口述書

四 第十二条の書面

五 第十三条第二項の書面

六 第十三条第三項の書面

2 前項第二号から第六号までに掲げるものを除くほか、人事委員会に提出する書面は、当該書面を作成した者の押印を要しない。

第十七条第一項中「審査を終了したときは」を「必要な審査を終えた」と認めるときは、審査手続を終結しに改める。

第二十条第一項中「又は電子メール」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人イムクルス

三 代表者の氏名

高倉 公朋

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区河田町八番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、健康を求めるとして、治療中心の医療から予防を重視した医療へと移行させるために、遺伝子に関する研究を含めた個人の問題を総合的に理解する包括的遺伝子医療の進歩及びその実用化のための活動を行い、高度な医療情報・知識を提供し、個人のQOL(Quality of Life、生活の質)と医学の共栄を促し、健康増進に寄与することを目的としている。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人瓜生福祉会

三 代表者の氏名

坂田 史郎

四 主たる事務所の所在地

東京都多摩市永山一丁目十七番地の十 メゾンドール 永山四二五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、グループホームの運営事業及びショートステイ運営事業、主に精神障害者に対する支援事業、障害者の理解に関する普及啓発事業などを行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ

三 代表者の氏名

石川 治江

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市富士見町二丁目三十一番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者の方々に対して、在宅ホームヘルプサービス事業及びデイサービス事業等に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本リザルツ

三 代表者の氏名

浅野 茂隆

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関三丁目六番十四号 三久ビル五〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の貧困問題解消のために政府、関係機関や団体等に対する諸問題への政策提言とその支援活動、または市民社会への啓発活動を通じて「貧困と飢餓のない世界」の創造に寄与することを活動目的とする。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人インテリジェンス研究所
- 三 代表者の氏名
山本 武利

- 四 主たる事務所の所在地
東京都日野市日野本町五丁目十九番地の十一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、占領期検閲メディア資料であるプランゲ文庫の新聞・雑誌データベース運営に関する事業などを行うとともに、占領期のみならず独立後の日本のメディア、広報、プロパガンダなどいわゆるインテリジェンス活動全般の正確な歴史的事実の確証作業を行い、広く一般市民および学術研究者に対して、その研究活動の成果を周知・啓蒙することを目的とする。また各種機関との講演会、展示会などのイベントを主催、共催、後援する。
(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公

告する。

- 一 名称
特定非営利活動法人ふくしま再生の会
- 二 代表者の氏名
田尾 陽一
- 三 主たる事務所の所在地
東京都杉並区阿佐谷北一丁目三番六号 二階一
- 四 その他の事務所の所在地
福島県相馬郡飯館村佐須字滑八十七番地

- 一 名称
特定非営利活動法人ハッピーステップス
- 二 代表者の氏名
新井 玲子
- 三 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋一丁目二十二番四号 Space

R

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称
特定非営利活動法人海の会
- 二 代表者の氏名
堀江 昇
- 三 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区桜丘二丁目二十四番十四号

仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称
特定非営利活動法人若駒ライフサポート
- 二 代表者の氏名
大須賀 裕子
- 三 主たる事務所の所在地
東京都八王子市横川町五百二十一番地の一

仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人首都東京みなと創り研究会

二 代表者の氏名

高野 一男

三 主たる事務所の所在地

東京都練馬区西大泉三丁目十三番四十四号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月二十四日から四月以内に東京都

産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
平成二十七年七月二十四日
東京都知事 舛 添 要 一

一	店舗名	(仮称) ビバホーム足立神明店
二	店舗所在地	足立区神明二丁目六番二十三号
三	設置者名	住友商事株式会社
四	設置者住所	中央区晴海一丁目八番十一号
五	小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社LIXILビバほか未定
六	新設をする日	平成二十八年二月二十七日
七	店舗面積の合計	五千九百六十九平方メートル
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 二百六十一台
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗北側ほか 二百二十三台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 三百二十五平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 三十七・八〇立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前六時三十分ほか
十三	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時四十五分ほか
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前六時から午後十一時まで
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二か所 店舗北側ほか
十六	荷さばき施設に	午前六時から午後十一時まで

において荷さばきを行うことができる時間帯

十七	届出日	平成二十七年六月二十六日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	(仮称) コープ(新)高倉店
二	店舗所在地	八王子市高倉町四十九番地三ほか
三	設置者名	生活協同組合コープみらいほか一名
四	設置者住所	埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号ほか
五	小売業を行う者の氏名又は名称	生活協同組合コープみらいほか未定
六	新設をする日	平成二十八年三月八日
七	店舗面積の合計	三千九百四十三平方メートル
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 百九十七台
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗南東側ほか 百十三台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗西側ほか 七十七平方メートル
十一	廃棄物等の保管	店舗西側ほか 二十五・一九立方

<p>施設の位置及び容量</p> <p>メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻</p> <p>午前九時</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻</p> <p>午後十時四十五分</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>午前八時三十分から午後十一時まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>四か所 店舗南側ほか</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがでさる時間帯</p> <p>二十四時間ほか</p>	<p>十七 届出日</p> <p>平成二十七年七月七日</p>	<p>十八 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十九 縦覧期間</p> <p>平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において</p>	<p>準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十七年七月二十四日</p>	<p>一 店舗名</p> <p>若葉台センター商業ビル</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>稲城市若葉台二丁目六番地</p>	<p>三 設置者名</p> <p>新都市センター開発株式会社</p>	<p>四 設置者住所</p> <p>多摩市鶴牧一丁目二十四番地一</p>	<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社ユニリビンダ</p>	<p>六 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>橋本 学</p>	<p>七 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>野城 慎二</p>	<p>八 変更日</p> <p>平成二十七年六月一日</p>	<p>九 届出日</p> <p>平成二十七年六月八日</p>	<p>十 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十一 縦覧期間</p> <p>平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める</p>	<p>十二 縦覧時間</p> <p>休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>ピーコックストア自由が丘店</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>目黒区自由が丘二丁目十五番四号</p>	<p>三 設置者名</p> <p>イオンマーケット株式会社</p>	<p>四 設置者住所</p> <p>杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>イオンマーケット株式会社</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>イオンマーケット株式会社ほか二名</p>	<p>七 変更日</p> <p>平成二十四年十月二十六日ほか</p>	<p>八 届出日</p> <p>平成二十七年六月十五日</p>	<p>九 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間</p> <p>平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>伊東屋銀座ビル</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>中央区銀座二丁目七番十五号</p> <p>三 設置者名</p> <p>株式会社伊東屋</p> <p>四 設置者住所</p> <p>中央区銀座二丁目七番十五号</p>
------------------------------	------------------------------------	--	--	---	---	---------------------------------	---	--	---	---	---	---------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	--	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	--	---	-----------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------	--	--	--	------------------------------------	---------------------------------	--	---	---	--

十 変更日 の代表者名 平成二十七年三月十六日ほか	九 変更後の小売業者 の代表者名 山本 敏介	八 変更前の小売業者 の代表者名 花岡 秀政	七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社文化堂	六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 DCMホームマック株式会社ほか三 名	五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 ホームマック株式会社ほか三名	四 設置者住所 大田区大森北一丁目六番八号	三 設置者名 東京都競馬株式会社	二 店舗所在地 品川区勝島一丁目六番 ウイラ大井	一 店舗名 大井競馬場前ショッピングモール	十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同 年十一月二十四日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。	九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	八 届出日 平成二十七年六月十六日	七 変更日 平成二十七年六月十六日	六 変更後の店舗名 伊東屋銀座ビル	五 変更前の店舗名 第二伊東屋ビル
十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同 年十一月二十四日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。	九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	八 届出日 平成二十七年五月二十七日	七 変更日 平成二十七年五月一日ほか	六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社日本オプティカルほか四 十二名	五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社日本オプティカルほか四 十三名	四 設置者住所 港区虎ノ門三丁目二十二番十一二 〇一号ほか	三 設置者名 ケルス・プロパティ特定目的会社 ほか二名	二 店舗所在地 多摩市関戸四丁目七十二番地	一 店舗名 聖蹟桜ヶ丘OPA	十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十三 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同 年十一月二十四日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。	十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十一 届出日 平成二十七年五月二十九日	十一 届出日 平成二十七年五月二十九日	
一 店舗名 西友練馬店B館	十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十三 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同 年十一月二十四日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。	十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十一 届出日 平成二十七年六月八日	十 変更日 平成二十七年五月十二日ほか	九 変更後の小売業者 の代表者名 上垣内 猛(合同会社西友)ほか	八 変更前の小売業者 の代表者名 ステイブン・ヘイズ・テイカス (合同会社西友)ほか	七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 合同会社西友ほか一名	六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名	五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名	四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号	三 設置者名 西武鉄道株式会社	二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号	一 店舗名 西友練馬店A館	分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	

<p>二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号</p> <p>三 設置者名 西武鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 豊島区南池袋二丁目十六番十五号 合同会社西友</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 ステイブレン・ヘイズ・デイカス</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>八 変更日 平成二十七年五月十二日</p> <p>九 届出日 平成二十七年六月八日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 変更後の店舗所在地 昭島市田中町六百十番地四ほか</p> <p>九 変更前の設置者の代表者名 酒巻 三郎</p> <p>十 変更後の設置者の代表者名 田沼 千明</p> <p>十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p> <p>十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴールドウィンほか十名</p> <p>十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴールドウィンほか十名</p> <p>十四 変更前の小売業者の住所 未定</p> <p>十五 変更後の小売業者の住所 渋谷区松濤二丁目二十番六号(株式会社ゴールドウィン)ほか</p> <p>十六 変更前の小売業者の代表者名 未定</p> <p>十七 変更後の小売業者の代表者名 西田 明男(株式会社ゴールドウィン)ほか</p> <p>十八 変更日 平成二十七年六月三日ほか</p> <p>十九 届出日 平成二十七年六月十五日</p> <p>二十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>二十一 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 高島平団地2-33-1号棟</p> <p>二 店舗所在地 板橋区高島平二丁目三十三番一号</p> <p>三 設置者名 独立行政法人都市再生機構</p> <p>四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか八名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか十名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 宮内 正敬(株式会社東武ストア)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 丹羽 茂美(株式会社東武ストア)ほか</p> <p>十 変更日 平成二十六年五月二十三日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十七年六月二十二日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 モリパークアウトドアヴィレッジ</p> <p>二 店舗所在地 昭島市田中町六百十番地四ほか</p> <p>三 設置者名 昭和飛行機工業株式会社</p> <p>四 設置者住所 昭島市田中町六百番地</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)アウトドアヴィレッジ</p> <p>六 変更後の店舗名 モリパークアウトドアヴィレッジ</p> <p>七 変更前の店舗所在地 昭島市田中町六百十番二ほか</p>
--	---	---	--

一	店舗名	サンスクエア
二	店舗所在地	北区王子一丁目四番一号
三	設置者名	日本製紙総合開発株式会社
四	設置者住所	北区王子一丁目四番一号
五	変更前の設置者の代表者名	緒方 康文
六	変更後の設置者の代表者名	赤津 隆一
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社東武ストアほか六名
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社東武ストアほか五名
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社東武ストアほか一名
十	変更前の小売業者の代表者名	宮内 正敬(株式会社東武ストア)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	丹羽 茂美(株式会社東武ストア)ほか
十二	変更日	平成二十七年六月二十二日ほか
十三	届出日	平成二十七年七月七日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年七月二十四日

一	店舗名	東京都知事 舛 添 要 一
二	店舗所在地	聖蹟桜ヶ丘OPA
三	設置者名	多摩市関戸四丁目七十二番地
四	設置者住所	ケルス・プロパティ特定目的会社 ほか二名
五	変更を行う小売業者の氏名又は名称	港区虎ノ門三丁目二十二番十一号
六	変更前の閉店時刻	株式会社コモディイイダ 午後九時
七	変更後の閉店時刻	午前零時
八	変更日	平成二十七年七月一日
九	届出日	平成二十七年六月十五日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業

十一	縦覧期間	平成二十七年七月二十四日から同年十一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋上野店
二	店舗所在地	台東区上野三丁目二十九番五号
三	設置者名	株式会社大丸松坂屋百貨店
四	設置者住所	江東区木場二丁目十八番十一号
五	変更前の店舗面積の合計	三万二千七百十三平方メートル
六	変更後の店舗面積の合計	二万五千四百二十六平方メートル
七	変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗南東側 三百十台
八	変更後の駐車場の位置及び収容台数	店舗南東側 二百三十七台
九	変更前の駐輪場の位置及び収容台数	店舗東側ほか 二百九台
十	変更後の駐輪場の位置及び収容台数	店舗南東側 二百三十五台
十一	変更前の閉店時刻	午前十時
十二	変更後の閉店時刻	午前九時三十分
十三	変更前の閉店時刻	午後八時

<p>刻 十四 変更後の閉店時 午後九時 十五 変更前の乗客が 午前八時三十分から午後八時三十分 駐車を利用することができ 時間帯 十六 変更後の乗客が 午前八時三十分から午後九時三十分 駐車を利用することができ 時間帯 十七 変更前の荷さば 午前七時三十分から午後六時 き施設において 荷さばきを行う ことができない時 間帯 十八 変更後の荷さば 午前六時から午後十時 き施設において 荷さばきを行う ことができる時 間帯 十九 変更日 平成二十七年八月一日ほか 二十 届出日 平成二十七年六月二十六日 二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号) 二十二 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同 年十一月二十四日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。 二十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 文京グリーンコート 二 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号 三 設置者名 科研製菓株式会社ほか一名 四 設置者住所 文京区本駒込二丁目二十八番八号 ほか 五 変更前の開店時刻 午前七時ほか 六 変更後の開店時刻 午前七時ほか 七 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか 八 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか 九 変更日 平成二十七年八月一日 十 届出日 平成二十七年七月七日 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号) 十二 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同 年十一月二十四日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 二 店舗所在地 三 設置者名 四 設置者住所 五 変更前の開店時刻 六 変更後の開店時刻 七 変更前の閉店時刻 八 変更後の閉店時刻 九 変更日 十 届出日 十一 縦覧場所 十二 縦覧期間 十三 縦覧時間</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小 売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び 法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定に より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供 する。</p>
<p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、平成二十七年七月二十四日から四月以内に東京都 産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八 番一号)に到着するように提出してください。 平成二十七年七月二十四日</p>	<p>東京都知事 外 添 要 一 一 店舗名 コモディイイダ町屋店 二 店舗所在地 荒川区町屋三丁目十八番十一号 三 設置者名 株式会社コモディイイダ 四 設置者住所 北区滝野川七丁目二十三番一号 五 変更前の閉店時刻 午後八時以前 六 変更後の閉店時刻 午前零時 七 変更日 平成二十七年七月一日 八 届出日 平成二十七年六月十八日 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号) 十 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同 年十一月二十四日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出に</p>

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六
条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出
があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告す
る。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 ミタマハイツ

二 店舗所在地 西東京市保谷町五丁目八番十二号

三 設置者名 株式会社サビアコーポレーション

四 店舗面積の合計 平成二十六年三月三十一日
が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)ドン・キホーテ板橋志村店

二 店舗所在地 板橋区志村三丁目三十二番十六号

三 設置者名 志村産業株式会社

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日

平成二十七年六月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同年八月
二十四日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例(平成元年東京都条例第十
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 コモディイイダ宮本町店

二 店舗所在地 板橋区宮本町五十三番四号

三 設置者名 株式会社コモディイイダ

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十七年六月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同年八月
二十四日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例(平成元年東京都条例第十
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 豊洲ショッピングセンター

二 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号

三 設置者名 株式会社LIXILピバ

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日 平成二十七年六月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同年八月
二十四日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例(平成元年東京都条例第十
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により次の
とおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 スーパーバリュ八王子高尾店

二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百四十六番二十ほ
か

三 設置者名 株式会社スーパーバリュ

四 意見書

ア 提出者及び 団体
八王子市

イ 概要 (ア) 車両の入口①及び出口①について
は、営業時間中は交通整理員を配
置すること。
(イ) 市道浅川二十二号線の歩行者・自
転車専用出入口二か所に、営業時

<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年七月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>ウ 收受日 平成二十七年七月八日</p> <p>間中は交通整理員を配置すること。 （ウ）万葉けやき通り・市道浅川二十二号線交差点に、営業時間中は交通整理員を配置すること。 （エ）営業時間が長時間で、住宅地に隣接していることから、騒音の発生には十分配慮すること。 （オ）荷さばき車両が集中しないようにすること。 （カ）店舗周辺の安全や清掃に配慮すること。 （キ）定期的な協議機関の設置について協力をすること。</p> <p>水道料金・下水道料金等領収証書の無効について 次の領収証書は、平成二十七年七月十五日紛失したので同日以後無効とする。 平成二十七年七月二十四日 東京都水道局長 醍 醐 勇 司 東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定に基</p>	<p>（ウ）万葉けやき通り・市道浅川二十二号線交差点に、営業時間中は交通整理員を配置すること。</p> <p>（エ）営業時間が長時間で、住宅地に隣接していることから、騒音の発生には十分配慮すること。</p> <p>（オ）荷さばき車両が集中しないようにすること。</p> <p>（カ）店舗周辺の安全や清掃に配慮すること。</p> <p>（キ）定期的な協議機関の設置について協力をすること。</p> <p>平成二十七年七月八日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>平成二十七年七月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>間中は交通整理員を配置すること。 （ウ）万葉けやき通り・市道浅川二十二号線交差点に、営業時間中は交通整理員を配置すること。 （エ）営業時間が長時間で、住宅地に隣接していることから、騒音の発生には十分配慮すること。 （オ）荷さばき車両が集中しないようにすること。 （カ）店舗周辺の安全や清掃に配慮すること。 （キ）定期的な協議機関の設置について協力をすること。</p> <p>平成二十七年七月八日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>平成二十七年七月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>づき徴収事務を委託された株式会社PUCが発行した監理団体用水道料金・下水道料金等領収証書第〇一六〇五一号から第〇一六〇八〇号まで</p>
---	--	---	---

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001